

経済活動助成事業について

1 趣旨

近年、地方公共団体の多くは、海外での活動において地元産品の販路開拓や海外観光客誘致をはじめ、多様な経済活動を実施するようになっている。

このため、一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）は、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施することとする。

2 助成対象

①助成の対象となる団体

都道府県、市区町村

②助成の対象となる事業

地方公共団体が企画をするなど、事業に直接関与している経済活動事業（海外販路開拓・インバウンド等）で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業を対象とする。

※ 資金供与だけの事業、事業の実施にあたり、国、地方公共団体及びこれらに準ずる機関から助成を受けている事業、並びに事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が 200 万円に満たない事業は対象外。

3 助成額

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の 1 / 2 以内の額で、次の金額を上限とする。

① 海外で活動を行う事業については、1 事業あたり 500 万円

② 日本国内で活動を行う事業については、1 事業あたり 300 万円

4 スケジュール

① 申請書提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）必着
② 交付内定	令和 9 年 1 月下旬～3 月中旬（予定）
③ 交付決定通知	令和 9 年 3 月下旬（予定）
④ 事業実施期間	令和 9 年 4 月～ <u>令和 10 年 2 月</u>
⑤ 実績報告書の提出期限	<u>令和 10 年 2 月末</u>

5 提出書類

- (1) 助成申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 1 号-2）
- (3) 助成事業経費内訳書（様式第 1 号-3）

6 添付書類

- (1) 申請にあたっての留意事項（経済活動助成事業）
- (2) 経済活動助成事業実施要綱